

平成30年（2018年）

第2回定例会

議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111
内線 4717・4718

第1版 2018.5.31 調製

平成30年(2018年)第2回町田市議会定例会日程一覧表

- ※5月31日(木) 告示 議案配付 議会運営委員会
 ※6月4日(月) 正午 一般質問通告締切
 ※6月4日(月) 午後2時～午後5時 一般質問打ち合わせ
 6月5日(火) 午前10時～午後5時 一般質問打ち合わせ
 ※6月5日(火) 午後5時 請願・陳情受付締切

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
6	7	木	本 会 議 議会運営委員会	市長の施政方針 報告第4号～報告第8号 第63号議案、第64号議案 —提案理由説明— 質疑 —表決 第70号議案 第55号議案～第57号議案、 第59号議案～第62号議案、 —提案理由説明 第65号議案～第67号議案 第58号議案、第68号議案、 —提案理由説明— 質疑 —付託 第69号議案 常任委員会審査報告 — 質疑 —表決	
			常任委員会	健康福祉・文教社会	
	8	金	議案説明会 全員協議会		(代表)質疑通告締切 午後3時
	9	⊕			
	10	⊕			
	11	月	議案調査		
	12	火	本 会 議	一般質問	(個人)質疑通告締切 午後零時50分
	13	水	本 会 議	一般質問	
	14	木	本 会 議	一般質問	
	15	金	本 会 議	一般質問	
	16	⊕			
	17	⊕			
	18	月	本 会 議	一般質問	
	19	火	本 会 議 議会運営委員会	第57号議案、 第59号議案～第62号議案、 第65号議案～第67号議案 — 質疑 —付託 第55号議案、第56号議案 — (代表・個人) 請願及び陳情の付託報告	議員提出議案提出締切 午後零時50分
	20	水	常任委員会	文教社会・建設	
	21	木	常任委員会	総務・健康福祉	
	22	金	常任委員会	常任委員会予備日	
	23	⊕			
	24	⊕			
	25	月	議事整理		委員会提出議案提出締切 午後零時50分 即決請願・委員会提出の 議員提出議案提出締切 午後零時50分

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
6	26	火	議事整理		
	27	水	議事整理		
	28	木	議事整理		
	29	金	本 会 議 議 会 運 営 委 員 会	常任委員会審査報告 _____ 質疑 _____ 表決 _____ 議員提出議案 _____ 提案理由説明 _____ 質疑 _____ 表決 _____ 請願及び陳情の付託報告	

平成30年第2回定例会は、6月7日（木）に招集され、6月29日（金）までの23日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算2件、条例6件、その他が13件となっています。

予算案は、平成30年度（2018年度）町田市一般会計補正予算（第1号）などが上程されています。条例案は、町田市市税条例等の一部を改正する条例などが上程されています。

その他、市民から提出された請願等が上程されます。

◆ 議案の内容 ◆

第55号議案 平成30年度（2018年度）町田市一般会計補正予算（第1号）

第56号議案 平成30年度（2018年度）町田市下水道事業会計補正予算（第1号）

第57号議案 町田市市税条例等の一部を改正する条例

※ 地方税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をすることです。

第58号議案 旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

※ 旅館業法及び旅館業法施行令の改正に伴い、関係する条例（3本）の規定を一括して整備するため、制定するものです。

第59号議案 町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例

※ 小山中学校区に新たな子どもクラブを設置することに伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をすることです。

第60号議案 町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

※ 厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をすることです。

第61号議案 町田市子ども創造キャンパスひなた村条例

※ 施設の設置目的、事業内容及び利用対象に関する規定を改めるとともに、施設の名称を「子ども創造キャンパスひなた村」に改め、指定管理者制度導入のための規定を加えるため、条例の全部を改正するものです。

第62号議案 町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

※ 保険医療機関相互の機能分担を推進することを目的として、非紹介患者に対する加算料を改めるため、所要の改正をすることです。

第 6 3 号議案 プロジェクター購入

※ 「町田市 5 カ年計画 17-21 重点事業プラン」に位置付けられた「教育の情報化推進」に基づき、ICT を活用した魅力ある授業の環境を整えることを目的に、市立小・中学校の各普通教室にプロジェクターを設置するため、物品供給契約を締結するものです。

第 6 4 号議案 消防ポンプ自動車購入

※ 消防ポンプ自動車の更新計画に基づき、使用期限が経過する消防ポンプ自動車を買替えるため、物品供給契約を締結するものです。

第 6 5 号議案 室内プール改修工事請負契約

※ 竣工後 29 年が経過した室内プールについて、特定天井の耐震改修工事と施設の老朽化解消を目的とした改修工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。

第 6 6 号議案 室内プール改修給排水衛生設備工事請負契約

※ 竣工後 29 年が経過した室内プールについて、老朽化解消を目的とした給排水衛生設備の改修工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。

第 6 7 号議案 室内プール改修電気設備工事請負契約

※ 竣工後 29 年が経過した室内プールについて、老朽化解消を目的とした電気設備の改修工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。

第 6 8 号議案 南第二小学校中規模改修工事請負契約

※ 校舎等の老朽化対策を目的として、建物外部及び防火シャッター改修工事を行うとともに、断熱性向上を図るサッシ改修工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。

第 6 9 号議案 小川小学校中規模改修工事請負契約

※ 校舎等の老朽化対策を目的として、建物外部及び防火シャッター改修工事を行うとともに、断熱性向上を図るサッシ改修工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。

第 7 0 号議案 忠生土地区画整理事業に係る被害弁償等請求事件の和解

※ 忠生土地区画整理事業に係る裁判（被害弁償等請求事件）について、和解による解決を求めるものです。

【報告承認案件】

報告第 4 号 平成 2 9 年度（2 0 1 7 年度）町田市一般会計補正予算（専決第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて

報告第 5 号 町田市市税条例の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を求めることについて

※ 地方税法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

報告第6号 町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を求めることについて

※ 厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

報告第7号 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を求めることについて

※ 地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の見直し、及び低所得者に係る保険税軽減措置の拡充を行うため、改正するものです。

報告第8号 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を求めることについて

※ 子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、利用者負担額等（保育料）を一部改正するものです。

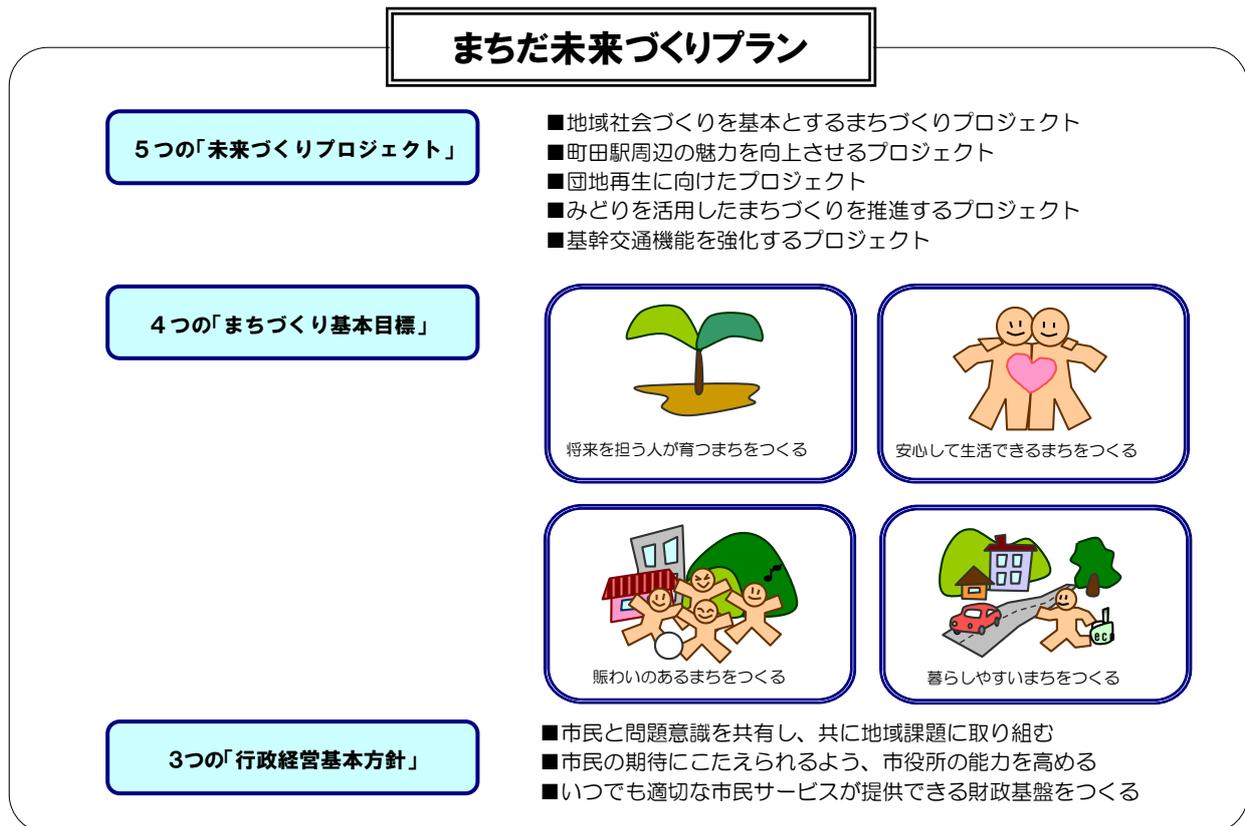
平成30年度6月補正予算

1 予算の概要

(1) 基本的な考え方

平成 30（2018）年度は、2 月に市長選挙が行われたため、当初予算を骨格的予算として編成しました。そこで、6 月補正予算は、市長の 4 期目の政策的事業に係る予算を中心に、町田市基本計画である「まちだ未来づくりプラン」の実現に向けた着実な推進を目指し、次の点を基本に編成しました。

- 「まちだ未来づくりプラン」に定めた 5 つの「未来づくりプロジェクト」や、4 つの「まちづくり基本目標」、3 つの「行政経営基本方針」を着実に推進します。
- 「町田市 5 カ年計画 17-21」の 2 年目として、目標達成に向けた取り組みを着実に推進します。
- 「市制 60 周年」、「ラグビーワールドカップ 2019」、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」の 3 年間を契機とした「まちだ〇ごと大作戦 18-20」の取り組みを推進します。



なお、経常的な市民サービスのための経費や、従来から進めていた整備事業を中心として編成した当初予算に、この 6 月補正予算を合わせ、2018 年度年間総合予算になります。



(2) 予算規模

一般会計と特別会計をあわせた2018年度6月補正予算額は17億2,080万円で、補正後の総予算額は2,606億5,403万円となり、前年度当初予算額と比較して2.7%の減となりました。

(単位:千円・%)

区 分	2018年度			2017年度		比 較			
	予 算 額	うち6月補正	構 成 比	予 算 額	構 成 比	増 減 額	増 減 率		
一 般 会 計	148,239,264	1,707,382	56.9	146,157,021	54.6	2,082,243	1.4		
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	42,111,679	—	16.2	51,024,795	19.0	△ 8,913,116	△ 17.5	
	下 水 道 事 業 会 計	11,235,759	13,413	4.3	12,135,224	4.5	△ 899,465	△ 7.4	
	介 護 保 険 事 業 会 計	32,680,942	—	12.5	32,690,556	12.2	△ 9,614	0.0	
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	11,047,303	—	4.2	10,367,757	3.9	679,546	6.6	
	病 院 事 業 会 計	15,339,083	—	5.9	15,458,442	5.8	△ 119,359	△ 0.8	
		収 益 的	14,482,341	—	5.6	14,520,817	5.4	△ 38,476	△ 0.3
		資 本 的	856,742	—	0.3	937,625	0.4	△ 80,883	△ 8.6
	小 計	112,414,766	13,413	43.1	121,676,774	45.4	△ 9,262,008	△ 7.6	
合 計	260,654,030	1,720,795	100.0	267,833,795	100.0	△ 7,179,765	△ 2.7		

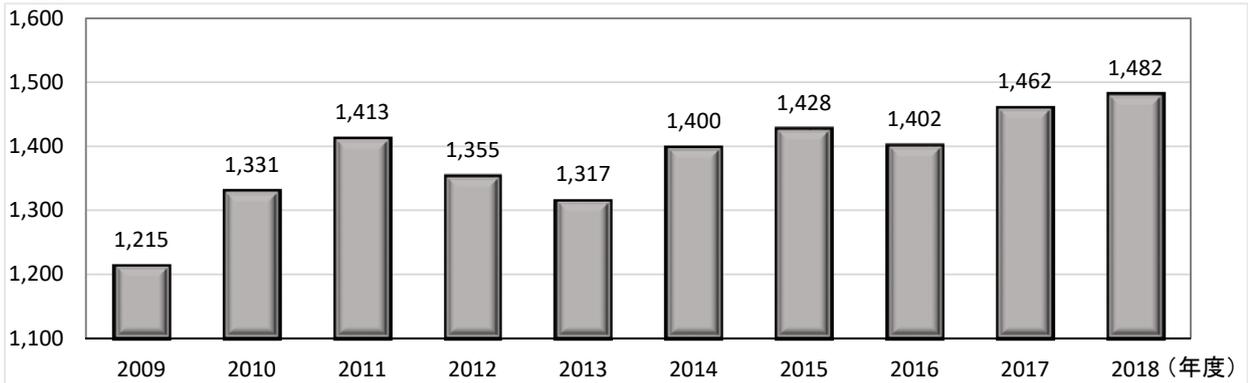
① 一般会計予算規模

一般会計の6月補正予算額は17億738万円で、補正後の年間総合予算額は1,482億3,926万円となり、対前年度比較で1.4%の増加となりました。

これは、当初予算に計上した南町田駅周辺地区拠点整備事業費が16億2千万円、障がい者サービス給付事業費が9億7千万円、多摩都市モノレール延伸促進事業費が2億2千万円それぞれ増加したことに加え、6月補正予算において、薬師池公園四季彩の杜整備事業費を6億8千万円、芹ヶ谷公園芸術の杜整備事業費を3億3千万円、循環型施設整備事業費を4億3千万円、野津田公園スポーツの森整備事業費を2億8千万円、室内プールを含む公共施設等維持保全事業費を4億2千万円計上したことなどによります。

2018年度は、「町田市5ヵ年計画17-21」の2年目にあたることから、計画を着実に推進できる予算を計上しています。今後、町田市が市内外から関心と憧れを高め、選ばれ続けるまちとなるため、未来への投資を積極的に行います。

■一般会計当初予算規模の推移と伸び率（単位：億円）



年度	2009	2010※	2011	2012	2013	2014※	2015	2016	2017	2018※
伸び率 (%)	1.1%	9.6%	6.2%	△ 4.1%	△ 2.8%	6.3%	2.1%	△ 1.8%	4.2%	1.4%

※2010年度、2014年度及び2018年度は、当初予算が骨格的予算のため、6月補正後の予算額です。

② 特別会計予算規模

特別会計の主な増減要因

〔国民健康保険事業会計〕

国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県になることや被保険者数の減などにより 89 億 1 千万円の減

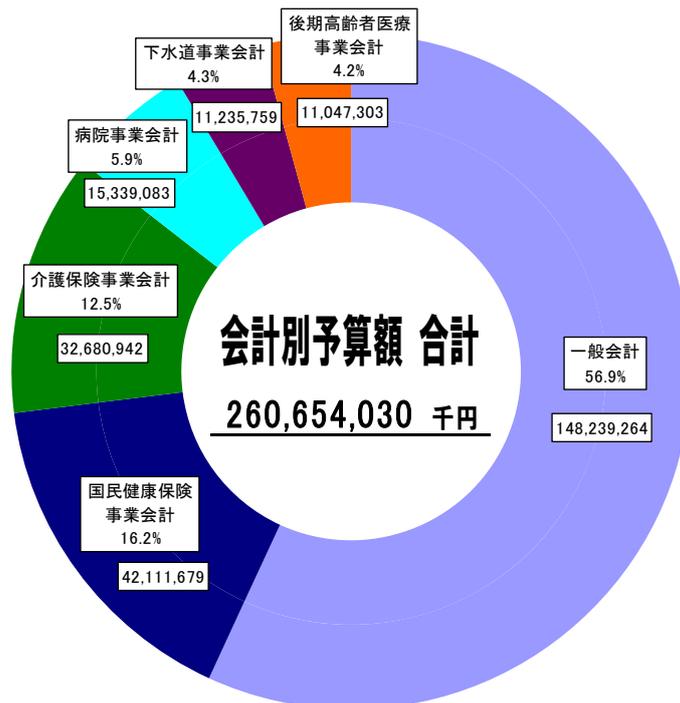
〔下水道事業会計〕

鶴見川クリーンセンター整備費の減などにより 9 億円の減

〔後期高齢者医療事業会計〕

被保険者数や一人あたりの医療費の増加により 6 億 8 千万円の増

■2018 年度 会計別予算構成（単位：千円）＜当初予算と 6 月補正予算の合計額＞



2 一般会計予算

(1) 歳入

6月補正予算は、骨格的予算により留保財源とした市税の10億円を増額します。

国庫支出金では、小・中学校施設環境改善事業費を2017年度へ前倒したことにより2億3千万円減少する一方、公園の整備事業費の増などに伴い、5千万円の増額を見込んでいます。また、都支出金では、準幹線道路の新設改良事業費や公園の整備事業費の増などに伴い、2億6千万円の増額を見込んでいます。

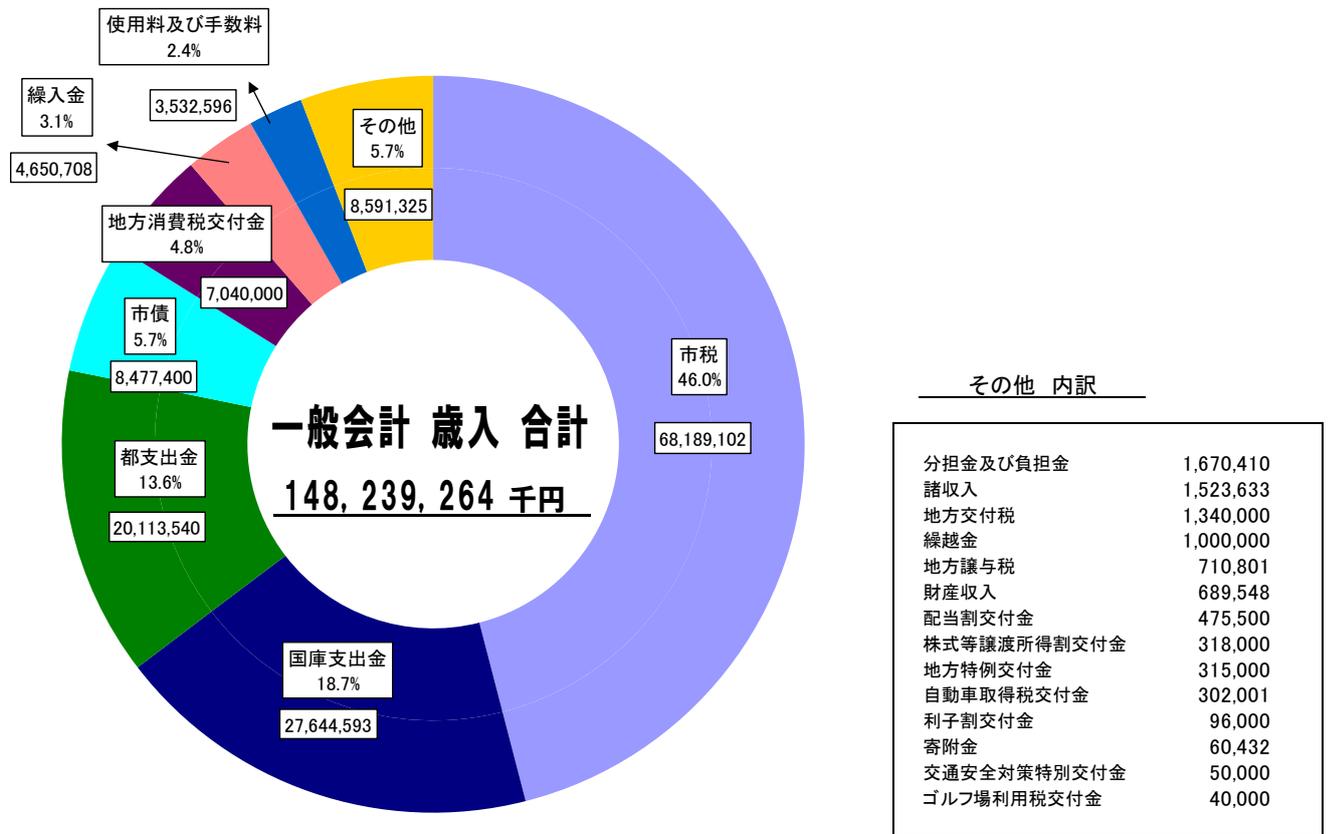
(単位:千円・%)

款	2018年度			2017年度		比較	
	予算額	うち6月補正	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
1.市税	68,189,102	1,000,000	46.0	68,327,876	46.8	△138,774	△0.2
2.地方譲与税	710,801	—	0.5	678,201	0.5	32,600	4.8
3.利子割交付金	96,000	—	0.1	115,000	0.1	△19,000	△16.5
4.配当割交付金	475,500	—	0.3	475,500	0.3	0	0.0
5.株式等譲渡所得割交付金	318,000	—	0.2	488,900	0.3	△170,900	△35.0
6.地方消費税交付金	7,040,000	—	4.8	8,436,000	5.8	△1,396,000	△16.5
7.ゴルフ場利用税交付金	40,000	—	0.0	40,000	0.0	0	0.0
8.自動車取得税交付金	302,001	—	0.2	302,001	0.2	0	0.0
9.地方特例交付金	315,000	—	0.2	308,000	0.2	7,000	2.3
10.地方交付税	1,340,000	—	0.9	340,000	0.2	1,000,000	294.1
11.交通安全対策特別交付金	50,000	—	0.0	53,000	0.0	△3,000	△5.7
12.分担金及び負担金	1,670,410	—	1.1	1,518,374	1.0	152,036	10.0
13.使用料及び手数料	3,532,596	—	2.4	3,463,129	2.4	69,467	2.0
14.国庫支出金	27,644,593	51,506	18.7	26,449,576	18.1	1,195,017	4.5
15.都支出金	20,113,540	257,393	13.6	19,113,079	13.1	1,000,461	5.2
16.財産収入	689,548	—	0.5	599,045	0.4	90,503	15.1
17.寄附金	60,432	—	0.0	41,047	0.0	19,385	47.2
18.繰入金	4,650,708	240,185	3.1	6,563,741	4.5	△1,913,033	△29.1
19.繰越金	1,000,000	—	0.7	1,000,000	0.7	0	0.0
20.諸収入	1,523,633	5,898	1.0	1,423,552	1.0	100,081	7.0
21.市債	8,477,400	152,400	5.7	6,421,000	4.4	2,056,400	32.0
歳入合計	148,239,264	1,707,382	100.0	146,157,021	100.0	2,082,243	1.4

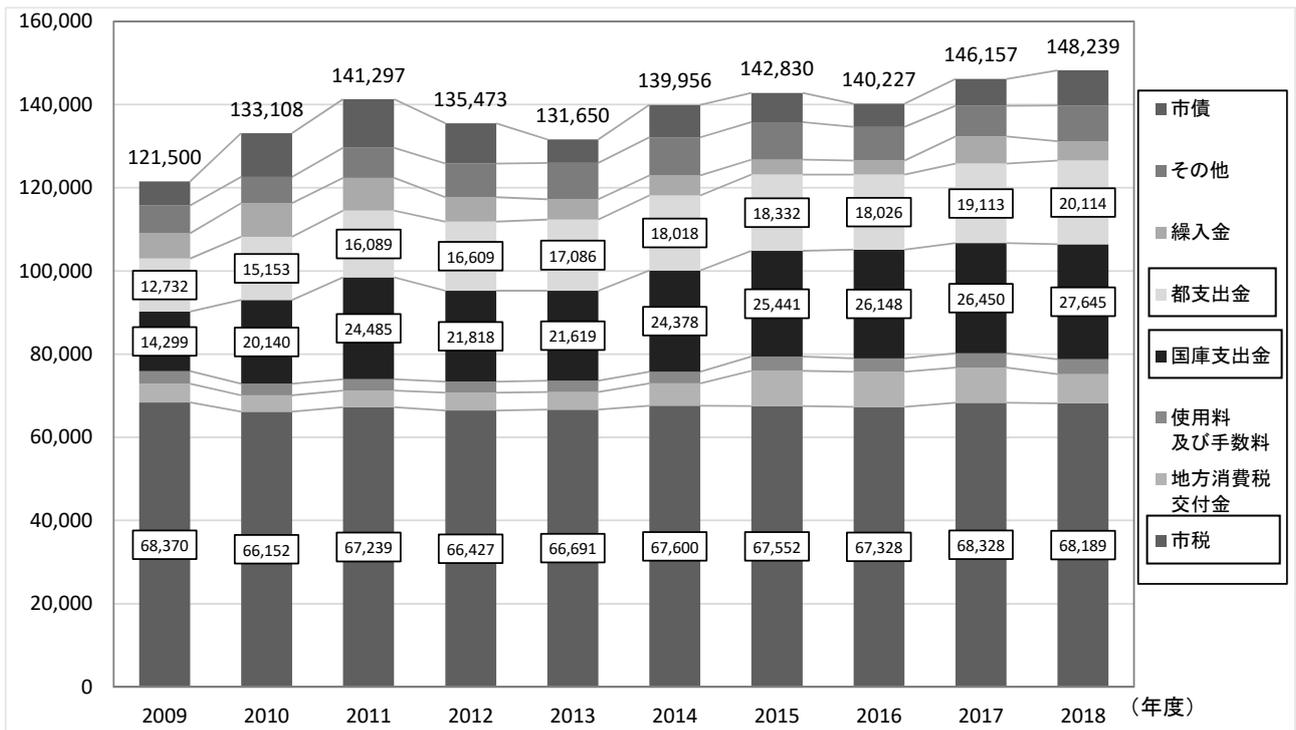
6月補正予算の主なもの

- 款1.市税 個人市民税(10.0億円)
- 款14.国庫支出金 社会資本整備総合交付金(2.7億円)、学校施設環境改善交付金(△2.3億円)
- 款15.都支出金 道路橋梁費補助金(1.2億円)、都市計画費補助金(0.4億円)、子ども・子育て支援交付金(0.3億円)
- 款18.繰入金 緑地保全基金繰入金(1.8億円)、公共施設整備等基金繰入金(0.6億円)
- 款21.市債 都市計画事業債(7.5億円)、道路整備事業債(1.4億円)、廃棄物処理施設整備事業債(1.4億円)
体育施設整備事業債(0.9億円)、地域センター整備事業債(0.6億円)、学校施設整備事業債(△10.4億円)

■ 2018年度 一般会計歳入予算内訳（単位：千円）〈当初予算と6月補正予算の合計額〉



■ 一般会計歳入予算の推移（単位：百万円）



市税の増減要因

就業率の向上による納税義務者数の増及び

一人あたりの所得割額の増などによる個人市民税の増	2.9 億円
外国税額控除額の増などによる法人市民税の減	△1.2 億円
評価替えによる固定資産税（現年家屋）の減	△1.8 億円

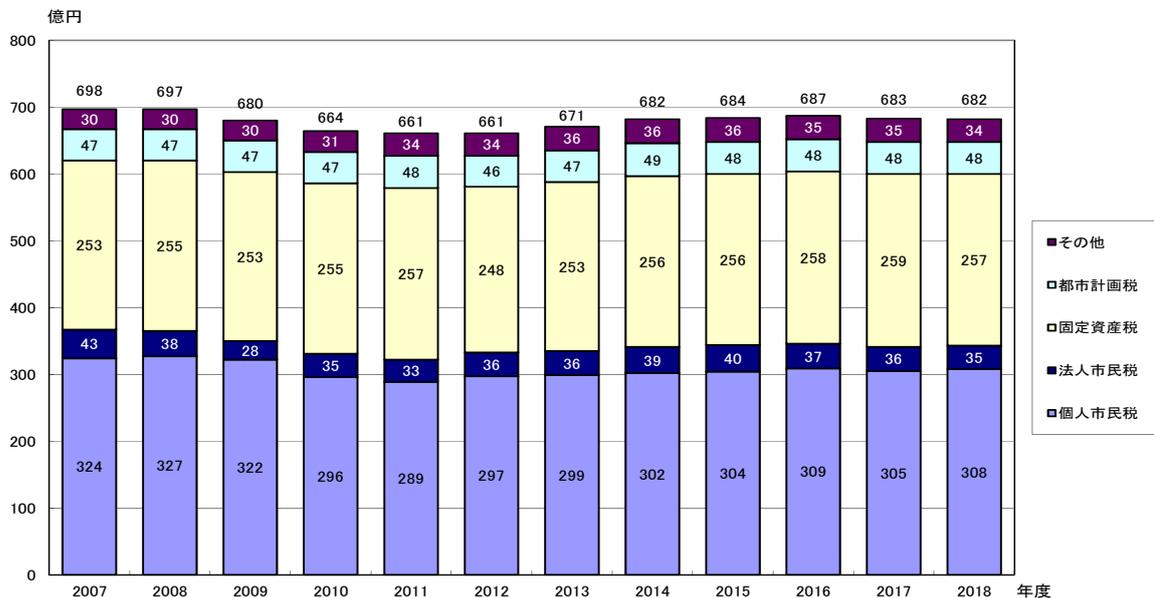
市税予算の内訳

(単位:千円・%)

区 分	2018年度	うち6月補正	2017年度	比 較	
				増減額	増減率
市民税	34,321,545	1,000,000	34,149,562	171,983	0.5
個人	30,834,116	1,000,000	30,541,334	292,782	1.0
法人	3,487,429	0	3,608,228	△ 120,799	△ 3.3
固定資産税	25,687,039	0	25,860,772	△ 173,733	△ 0.7
土地(現年課税)	11,779,867	0	11,714,071	65,796	0.6
家屋(現年課税)	10,535,852	0	10,718,837	△ 182,985	△ 1.7
償却資産(現年課税)	2,712,711	0	2,693,145	19,566	0.7
その他	658,609	0	734,719	△ 76,110	△ 10.4
軽自動車税	445,051	0	419,722	25,329	6.0
市たばこ税	2,084,763	0	2,248,424	△ 163,661	△ 7.3
事業所税	833,233	0	826,617	6,616	0.8
都市計画税	4,811,170	0	4,816,476	△ 5,306	△ 0.1
その他	6,301	0	6,303	△ 2	△ 0.0
合 計	68,189,102	1,000,000	68,327,876	△ 138,774	△ 0.2

※市民税(個人)の6月補正における10億円増は、骨格的予算による留保分を計上したものです。

<参考> 市税の推移



(2) 歳出

①目的別歳出の状況

(単位:千円・%)

款	2018年度		2017年度 予 算 額 (構成比)	増 減 額 (増減率)	2018年度予算額の財源内訳				一般財源 (構成比)
	予 算 額 (構成比)	うち6月補正			特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	671,358 (0.5%)	—	673,936 (0.5%)	△ 2,578 (△0.4%)	223	111	—	—	671,024 (0.8%)
2. 総務費	14,518,355 (9.8%)	308,292	17,377,584 (11.9%)	△ 2,859,229 (△16.5%)	204,905	822,598	880,000	611,725	11,999,127 (13.8%)
3. 民生費	77,915,246 (52.6%)	82,015	76,403,119 (52.3%)	1,512,127 (2.0%)	25,459,229	14,867,030	218,000	3,197,106	34,173,881 (39.5%)
4. 衛生費	14,563,527 (9.8%)	453,839	14,171,808 (9.7%)	391,719 (2.8%)	403,376	983,108	1,128,700	2,867,227	9,181,116 (10.6%)
5. 労働費	33,114 (0.0%)	—	35,422 (0.0%)	△ 2,308 (△6.5%)	—	—	—	—	33,114 (0.0%)
6. 農林費	314,272 (0.2%)	16,849	358,938 (0.2%)	△ 44,666 (△12.4%)	—	28,155	—	3,545	282,572 (0.3%)
7. 商工費	1,022,086 (0.7%)	8,019	945,531 (0.7%)	76,555 (8.1%)	—	39,462	—	175,186	807,438 (0.9%)
8. 土木費	14,742,129 (9.9%)	2,371,798	12,779,411 (8.7%)	1,962,718 (15.4%)	1,309,364	998,504	2,885,000	945,863	8,603,398 (9.9%)
9. 消防費	5,025,069 (3.4%)	—	5,317,423 (3.6%)	△ 292,354 (△5.5%)	—	1,464,282	225,000	4,775	3,331,012 (3.9%)
10. 教育費	12,677,602 (8.5%)	△ 1,533,430	11,459,009 (7.8%)	1,218,593 (10.6%)	209,219	748,782	441,700	402,135	10,875,766 (12.5%)
11. 災害 復旧費	6 (0.0%)	—	6 (0.0%)	0 (0.0%)	—	—	—	—	6 (0.0%)
12. 公債費	6,656,500 (4.5%)	—	6,534,834 (4.5%)	121,666 (1.9%)	—	—	—	3,066	6,653,434 (7.7%)
13. 予備費	100,000 (0.1%)	—	100,000 (0.1%)	0 (0.0%)	—	—	—	—	100,000 (0.1%)
歳出合計	148,239,264 (100.0%)	1,707,382	146,157,021 (100.0%)	2,082,243 (1.4%)	27,586,316	19,952,032	5,778,400	8,210,628	86,711,888 (100.0%)

6月補正予算の主なもの

〔総務費〕

(単位：億円)

説 明	2018年度 6月補正
室内プール改修事業費	1.2
なるせ駅前市民センター改修事業費	0.8
文化交流センター改修事業費	0.4

〔民生費〕

(単位：億円)

説 明	2018年度 6月補正
幼稚園一時預かり事業費	0.4
子どもクラブ整備事業費	0.2

〔衛生費〕

(単位：億円)

説 明	2018年度 6月補正
循環型施設整備事業費	4.3

〔土木費〕

(単位：億円)

説 明	2018年度 6月補正
薬師池公園四季彩の杜整備事業費	6.8
芹ヶ谷公園芸術の杜整備事業費	3.3
野津田公園スポーツの森整備事業費	2.8
準幹線道路新設改良事業費	2.6
香山緑地整備事業費	1.9
道路保全事業費	0.7
鶴川駅周辺街づくり事業費	0.7
多摩都市モノレール延伸事業費	0.7
ふるさとの森整備事業費	0.6
路線バス利用促進事業費	0.6
公園施設長寿命化事業費	0.5

〔教育費〕

(単位：億円)

説 明	2018年度 6月補正
小・中学校校舎等改修事業費	0.6
総合体育館駐車場整備事業費	0.4
(仮称)国際工芸美術館整備事業費	0.3
町田第一中学校改築事業費※	△7.0
小学校屋内環境整備事業費※	△7.0
鶴川第一小学校改築事業費※	△2.5

※2018年度当初予算のうち、国の平成29年度補正予算に伴い、2017年度3月補正予算へ前倒して計上した経費を減額するものです。

②性質別歳出の状況

(単位:千円・%)

区 分	2018 年度		2017 年度	比 較
	予 算 額 (構成比)	うち6月補正	予 算 額 (構成比)	増減額 (増減率)
義 務 的 経 費	人 件 費	22,657,797 (15.3%)	—	22,865,181 (15.6%) △ 207,384 (△0.9%)
	職 員 給 与 費	19,127,409 (12.9%)	—	19,336,128 (13.2%) △ 208,719 (△1.1%)
	特 別 職 給 与 費 等	3,530,388 (2.4%)	—	3,529,053 (2.4%) 1,335 (0.0%)
	扶 助 費	50,125,652 (33.8%)	1,231	47,952,203 (32.8%) 2,173,449 (4.5%)
	公 債 費	6,656,499 (4.5%)	—	6,534,833 (4.5%) 121,666 (1.9%)
	計	79,439,948 (53.6%)	1,231	77,352,217 (52.9%) 2,087,731 (2.7%)
投 資 的 経 費	14,014,127 (9.4%)	1,109,964	12,264,452 (8.4%) 1,749,675 (14.3%)	
そ の 他 経 費	物 件 費	22,119,649 (14.9%)	471,799	21,492,288 (14.7%) 627,361 (2.9%)
	維 持 補 修 費	1,070,985 (0.7%)	—	944,137 (0.7%) 126,848 (13.4%)
	補 助 費 等	13,590,536 (9.2%)	110,975	13,180,823 (9.0%) 409,713 (3.1%)
	繰 出 金	17,114,214 (11.6%)	13,413	18,121,635 (12.4%) △ 1,007,421 (△5.6%)
	出 資 金 ・ 貸 付 金	601 (0.0%)	—	8,601 (0.0%) △ 8,000 (△93.0%)
	積 立 金	789,204 (0.5%)	—	2,692,868 (1.8%) △ 1,903,664 (△70.7%)
	予 備 費	100,000 (0.1%)	—	100,000 (0.1%) 0 (0.0%)
	計	54,785,189 (37.0%)	596,187	56,540,352 (38.7%) △ 1,755,163 (△3.1%)
歳 出 合 計	148,239,264 (100.0%)	1,707,382	146,157,021 (100.0%) 2,082,243 (1.4%)	

6月補正予算の主なもの

〔投資的経費〕

(単位：億円)

説 明	2018年度 6月補正
薬師池公園四季彩の杜整備事業費	6.8
循環型施設整備事業費	4.3
芹ヶ谷公園芸術の杜整備事業費	3.0
野津田公園スポーツの森整備事業費	2.7
準幹線道路新設改良事業費	2.4
香山緑地整備事業費	1.7
室内プール改修事業費	1.2
なるせ駅前市民センター改修事業費	0.8
道路保全事業費	0.7
ふるさとの森整備事業費	0.6
路線バス利用促進事業費	0.6
公園施設長寿命化事業費	0.5
町田第一中学校改築事業費※	△7.0
小学校屋内環境整備事業費※	△7.0
鶴川第一小学校改築事業費※	△2.5

※2018年度当初予算のうち、国の平成29年度補正予算に伴い、2017年度3月補正予算へ前倒して計上した経費を減額するものです。

〔物件費〕

(単位：億円)

説 明	2018年度 6月補正
多摩都市モノレール延伸事業費	0.7
鶴川駅周辺街づくり事業費	0.4
芹ヶ谷公園芸術の杜整備事業費	0.3
相原駅東口アクセス路整備事業費	0.3
道路計画策定事業費	0.3
小・中学校ネットワーク整備事業費	0.2
香山緑地整備事業費	0.1
野津田公園スポーツの森整備事業費	0.1
JR町田駅南地区再整備事業費	0.1

〔補助費等〕

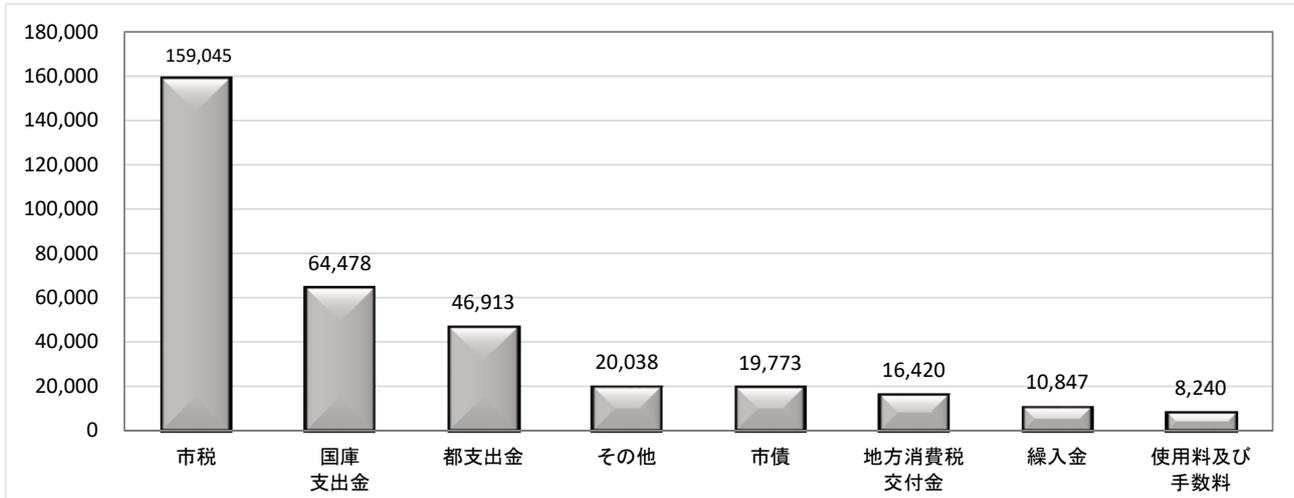
(単位：億円)

説 明	2018年度 6月補正
幼稚園一時預かり事業費	0.4
鶴川駅周辺街づくり事業費	0.3
民間保育所運営事業費	0.1

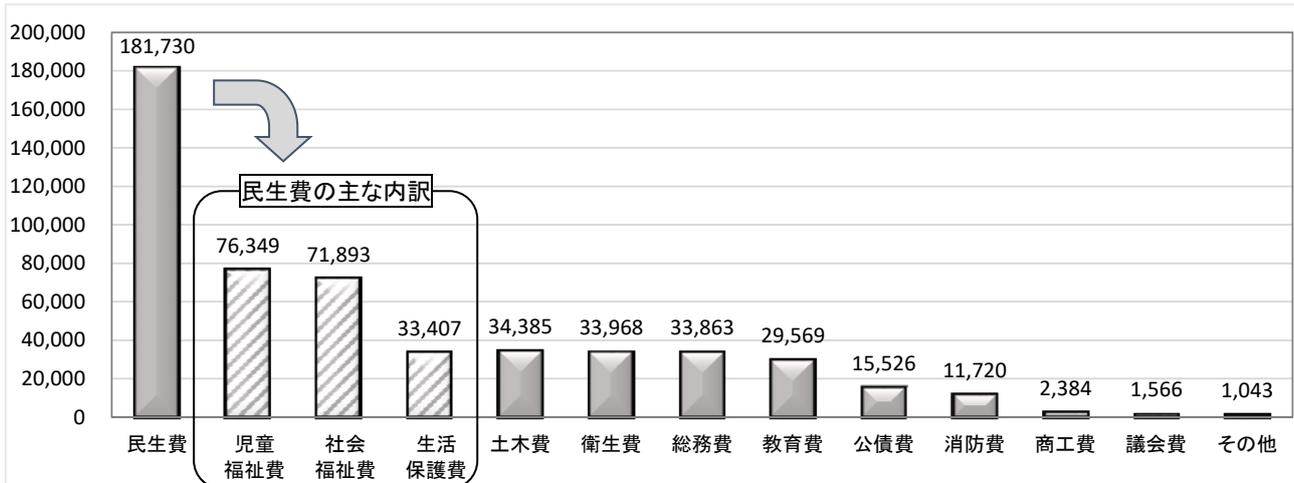
(3) 市民一人あたりでみた予算額（一般会計）

2018 年度当初予算と 6 月補正予算との合計額を市民一人あたりに換算すると、次のとおりです。

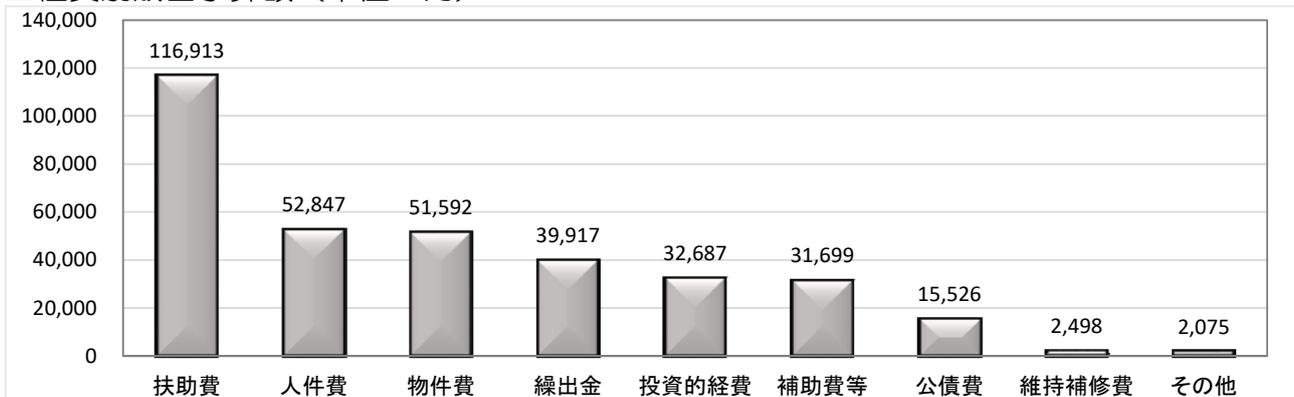
■歳入予算額（単位：円）



■目的別歳出予算額（単位：円）



■性質別歳出予算額（単位：円）



※市民一人あたりの予算額は、2018 年度一般会計予算額 1,482 億 3,926 万円を 2018 年 1 月 1 日現在の人口 42 万 8,742 人で割り返した金額です。市民一人あたりの予算額の総額は 345,754 円です。

(4) 積立金(基金)・市債

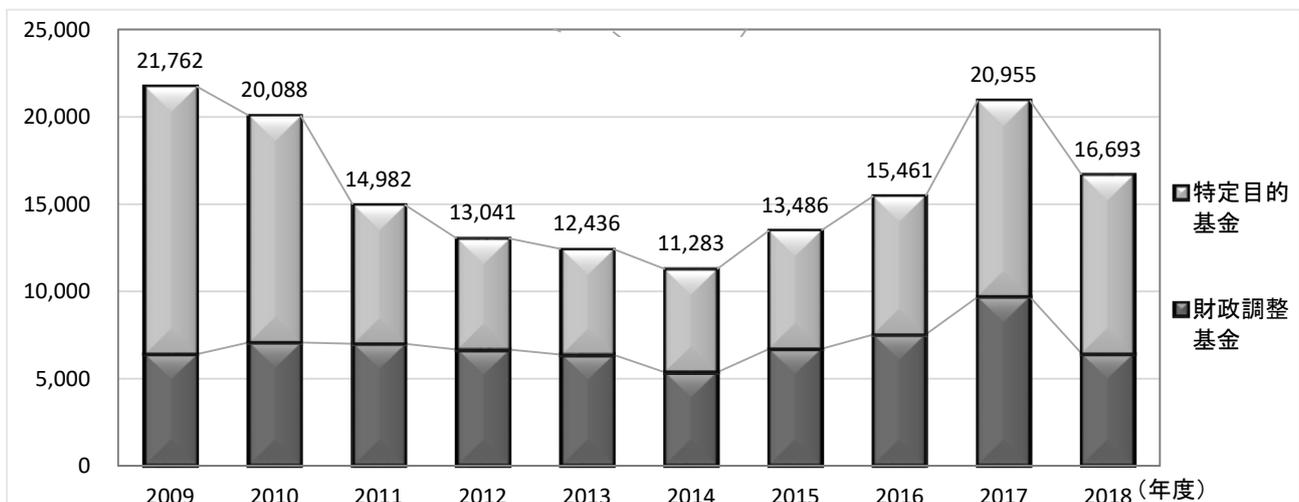
① 積立金(基金)の状況

財政調整基金現在高は、2017年度末時点で96億9,904万円です。2018年度当初予算では32億5,724万円を取り崩し、2018年度末現在高見込額は64億4,211万円です。

また、公共施設整備等基金は、投資的経費の財源として、当初予算の5億7,393万円に加え、6月補正予算で6,377万円を取り崩し、2018年度末現在高見込額は40億3,114万円となります。

区 分	2016年度末 現在高	2017年度末 現在高	2018年度中増減見込み		2018年度末 現在高見込額
			当該年度中 積立額	当該年度中 取崩・繰 見込額	
財政調整基金	千円 7,529,087	千円 9,699,040	千円 307	千円 3,257,241	千円 6,442,106
公共施設整備等基金	2,256,229	4,668,839	—	637,702	4,031,137
緑地保全基金	1,825,793	1,776,470	162	228,465	1,548,167
福祉基金	72,062	75,377	8	2,463	72,922
職員退職手当基金	100,000	426,950	—	—	426,950
介護保険給付費 準備基金	1,941,452	2,373,870	1	400,000	1,973,871
廃棄物減量再資源化等 推進整備基金	1,695,336	1,839,370	482,486	501,023	1,820,833
まちだ未来づくり基金	41,448	94,667	56,241	23,811	127,097
多摩都市モノレール基金	—	—	250,000	—	250,000
合 計	15,461,407	20,954,583	789,205	5,050,705	16,693,083

■基金の年度末残高の推移(単位:百万円)

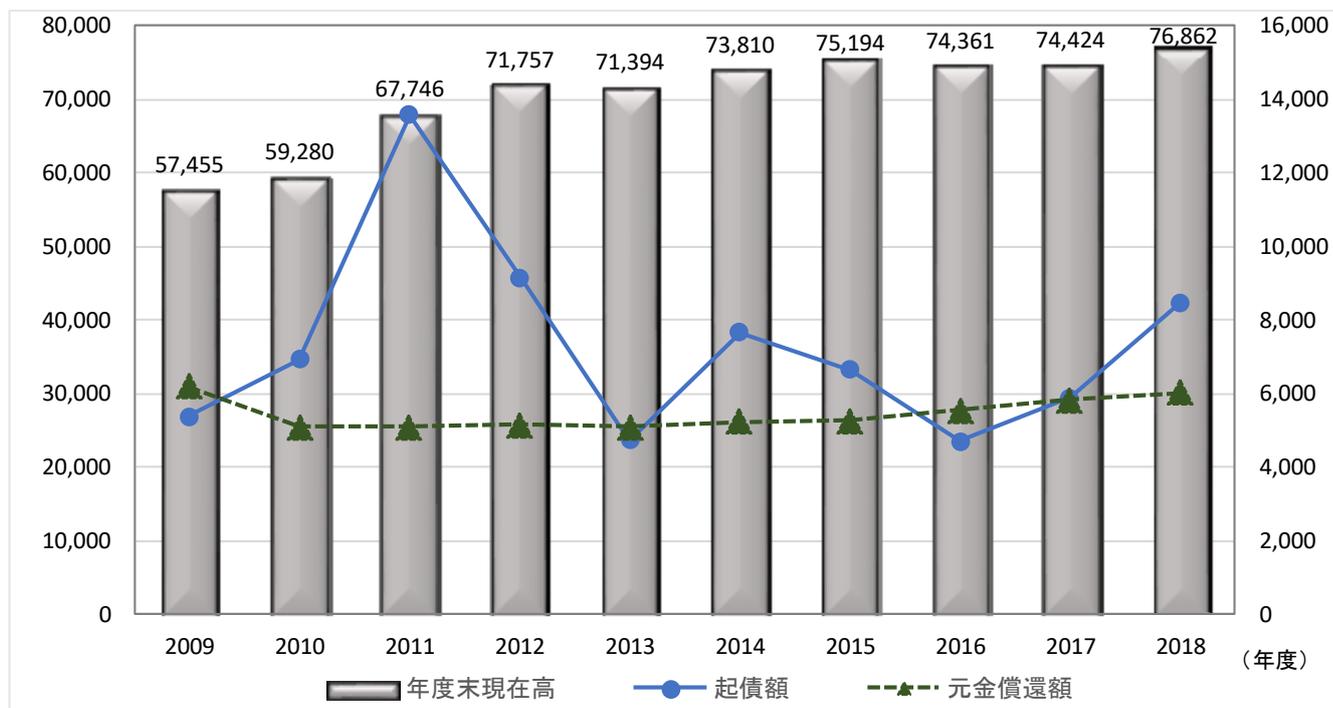


② 市債の状況

一般会計では、当初予算で計上した 83 億 2,500 万円に加えて、6 月補正予算で 1 億 5,240 万円を起債し、2018 年度末の市債元金残高は 768 億 6,235 万円となる見込みです。

区 分	2016 年度末 現 在 高	2017 年度末 現 在 高	2018 年度中 増 減 見 込 み		2018 年度末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
一 般 会 計	千円 74,360,499	千円 74,424,457	千円 8,477,400	千円 6,039,506	千円 76,862,351
下 水 道 事 業 会 計	48,112,396	47,776,384	2,536,300	2,792,937	47,519,747
病 院 事 業 会 計	12,624,989	12,009,632	0	711,879	11,297,753
合 計	135,097,884	134,210,473	11,013,700	9,544,322	135,679,851

■市債（一般会計）の年度末現在高等の推移（単位：百万円）



議案概要

議案名	第57号議案 町田市市税条例等の一部を改正する条例													
<p>【議案提出の目的】</p> <p>地方税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p>														
<p>【議案の内容】</p>														
<p>○ 個人市民税(2021年1月1日施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非課税対象となる合計所得金額の限度額を10万円引き上げます。 ・基礎控除(所得控除)及び調整控除(税額控除)の対象範囲に関する規定を加えます。 <p>○ 法人市民税(2020年4月1日施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金が1億円を超える法人等の電子申告の義務化に関する規定を加えます。 <p>○ 固定資産税(生産性向上特別措置法施行の日施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上特別措置法で規定する先端設備等に係る課税標準額をゼロとする規定を加えます。 <p>○ 市たばこ税(2018年10月1日施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加熱式たばこの吸引に必要な溶液部分についても、課税対象とする規定を加えます。 ・加熱式たばこの本数換算に関する規定を加えます。 ・市たばこ税の税率を引き上げます。 														
<p>【議案の法的根拠】</p>														
<p>○ 地方税法等の一部を改正する法律</p>														
<p>【改正により何が変わるか】</p>														
<p>○ 個人市民税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎控除が以下のとおりに改正されます。 														
<p style="text-align: center;">改正前</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">控除額 一律 33 万円</td> </tr> </table>	控除額 一律 33 万円		<p style="text-align: center;">改正後</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">前年の合計所得金額</th> <th style="text-align: center;">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">～2,400 万円以下</td> <td style="text-align: center;">43 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,400 万円超～2,450 万円以下</td> <td style="text-align: center;">29 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,450 万円超～2,500 万円以下</td> <td style="text-align: center;">15 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,500 万円超</td> <td style="text-align: center;">0 円</td> </tr> </tbody> </table>		前年の合計所得金額	控除額	～2,400 万円以下	43 万円	2,400 万円超～2,450 万円以下	29 万円	2,450 万円超～2,500 万円以下	15 万円	2,500 万円超	0 円
控除額 一律 33 万円														
前年の合計所得金額	控除額													
～2,400 万円以下	43 万円													
2,400 万円超～2,450 万円以下	29 万円													
2,450 万円超～2,500 万円以下	15 万円													
2,500 万円超	0 円													
<ul style="list-style-type: none"> ・調整控除の適用範囲が以下のとおりに改正されます。 														
<p style="text-align: center;">改正前</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">所得上限なし</td> </tr> </table>	所得上限なし		<p style="text-align: center;">改正後</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">前年の合計所得金額 2,500 万円以下</td> </tr> </table>		前年の合計所得金額 2,500 万円以下									
所得上限なし														
前年の合計所得金額 2,500 万円以下														
<p>※ なお、非課税対象となる合計所得金額は、例えば、障がい者等は125万円以下から135万円以下になるなど限度額を10万円引き上げますが、所得税法の改正により、給与所得控除額及び公的年金等控除額が10万円引き下げられるため、給与等の収入額に対する非課税の適用範囲は従来どおり変わりません。</p>														
<p>○ 法人市民税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金が1億円を超える法人等の電子申告が義務化されます。 <p>○ 固定資産税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上特別措置法で規定する先端設備等については、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、税負担がゼロになります。 <p>○ 市たばこ税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加熱式たばこは、重量による換算方法と価格による換算方法を合わせて紙巻たばこの本数に換算して課税します。改正後の換算方法には、5年間かけて段階的に移行します。 ・1,000本当たりの税率は現行の5,262円から3段階に分けて引き上げ、2021年10月1日に6,552円となります。 														
<p>問合せ先</p>	<p>財務部 市民税課長 河井 財務部 資産税課長 星野</p>	<p>電話</p>	<p>724-3067 724-2119</p>											

議案概要

議案名	第58号議案 旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例		
<p>【議案提出の目的】 旅館業法及び旅館業法施行令の改正に伴い、関係する条例（3本）の規定を一括して整備するため、制定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 旅館業法及び旅館業法施行令の改正に伴い、「ホテル営業」及び「旅館営業」の営業種別を統合し、「旅館・ホテル営業」としたこと等により、下記の条例について、関係する条項を改めます。<ul style="list-style-type: none">・町田市旅館業法施行条例・町田市保健所関係手数料条例・町田市災害派遣手当等の支給に関する条例○ 2018年6月15日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 旅館業法の一部を改正する法律○ 旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 2017年の内閣府の規制改革推進会議にて「旅館業規制の見直しに関する意見」が決定され、旅館業の規制全般について見直すことが意見されました。これに伴い、旅館業法及び旅館業法施行令が改正されました。			
問合せ先	保健所 生活衛生課長 田中	電話	722-7354

議案概要

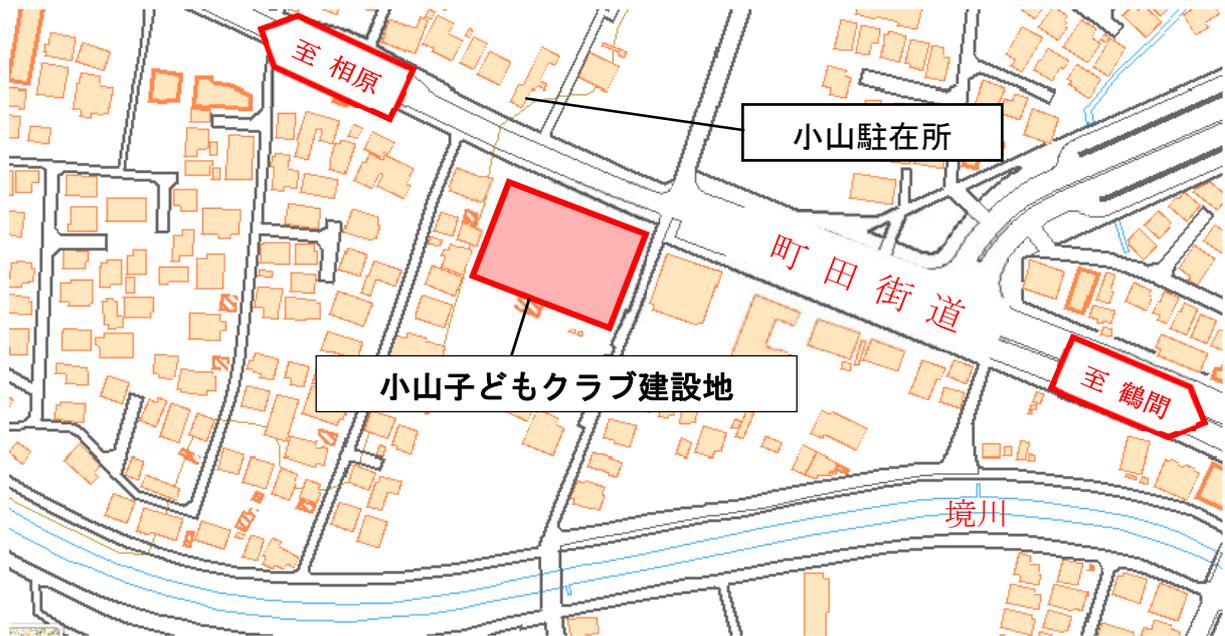
議案名	第59号議案 町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例
-----	-------------------------------

【議案提出の目的】

小山中学校区に新たな子どもクラブを設置することに伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 小山子どもクラブに関する規定を加えます。
 - ・名称 小山子どもクラブ
 - ・位置 町田市小山町 1165-3



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図を使用しています。

- 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 鈴木	電話	724-4097
------	-------------------	----	----------

議案概要

議案名	第60号議案 町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】			
厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】			
<ul style="list-style-type: none">○ 放課後児童支援員になるための資格要件についての規定を明確にするため、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改めます。（公布の日施行）○ 放課後児童支援員になるための資格要件である「大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者」に「当該学科又は当該課程を修めて学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者」を加えます。（2019年4月1日施行）○ 放課後児童支援員になるための資格要件を拡充し、「5年以上の実務経験があり、かつ市長が適当と認めたもの」を新たに加えます。（公布の日施行）			
【議案の法的根拠】			
<ul style="list-style-type: none">○ 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令○ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 鈴木	電話	724-4097

議案概要

議案名	第61号議案 町田市子ども創造キャンパスひなた村条例																												
<p>【議案提出の目的】</p>																													
<p>施設の設置目的、事業内容及び利用対象に関する規定を改めるとともに、施設の名称を「子ども創造キャンパスひなた村」に改め、指定管理者制度導入のための規定を加えるため、条例の全部を改正するものです。</p>																													
<p>【議案の内容】</p>																													
<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設名称を「青少年施設ひなた村」から「子ども創造キャンパスひなた村」に変更します。 ○ 設置目的を「社会教育施設」から「児童館相当施設」に変更するとともに、利用対象者に新たに未就学児を加えます。 ○ 指定管理に関する規定を加えます。 ○ 町田の未来をつくる子どもの創造性を育むための施設として、また、子ども施策を推進する担い手の育成の拠点となる施設として、子ども施策を推進する団体の利用を促進するため、施設貸出について「子ども団体」利用料金を設定します。 ※子ども団体利用には、事前の登録など一定の条件が必要になります。 ○ 一般市民への施設貸出は継続して実施します。受益者負担適正化の観点から利用料金は市民センター等の施設貸出利用と同水準とします。 ○ 2019年4月1日に施行します。 																													
<p>【議案の法的根拠】</p>																													
<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉法第40条 																													
<p>【経緯】</p>																													
<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在のひなた村は、子どものための施設ですが、子ども団体の利用が少ない状況となっています。 ○ 子ども施策を推進するうえで、その施策の担い手が不足しており、こうした人材の育成が急務となっています。 ○ 2010年度の包括外部監査及び2011年度の町田市版事業仕分けにおいて、受益者負担の適正化、指定管理者制度導入を含めた施設運営形態の見直し、ひなた村の役割や機能の見直し等を指摘されています。 ○ 2015年度にひなた村運営協議会（附属機関）から、ひなた村のあり方について、様々な能力を持った個人や団体等が連携し、自然科学、技術等の創造キャンパスを目指すこと、子ども施策を推進する担い手の育成拠点とすること等についての提言をいただいています。 																													
<p>【改正により何が変わるか】</p>																													
<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理者制度導入により専門スタッフによる事業展開及び施設運営の効率化が可能になります。 ○ 子ども施策を推進する担い手が育成され子ども団体が増えることにより、地域住民や団体等がさまざまな体験活動を子どもに提供しやすくなります。 																													
<p>〈利用料金〉</p>																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 20%;">使用単位</th> <th style="width: 20%;">子ども団体利用</th> <th style="width: 20%;">子ども団体利用以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">カリヨンホール</td> <td>午前</td> <td>1,600円</td> <td>4,800円</td> </tr> <tr> <td>午後・夜間</td> <td>2,300円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>全日</td> <td>6,200円</td> <td>18,600円</td> </tr> <tr> <td>レクリエーションルーム</td> <td>1時間につき</td> <td>100円</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>1時間につき</td> <td>70円</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>野外炊事場</td> <td>1回につき</td> <td>170円</td> <td>530円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用単位	子ども団体利用	子ども団体利用以外	カリヨンホール	午前	1,600円	4,800円	午後・夜間	2,300円	6,900円	全日	6,200円	18,600円	レクリエーションルーム	1時間につき	100円	320円	和室	1時間につき	70円	210円	野外炊事場	1回につき	170円	530円			
名称	使用単位	子ども団体利用	子ども団体利用以外																										
カリヨンホール	午前	1,600円	4,800円																										
	午後・夜間	2,300円	6,900円																										
	全日	6,200円	18,600円																										
レクリエーションルーム	1時間につき	100円	320円																										
和室	1時間につき	70円	210円																										
野外炊事場	1回につき	170円	530円																										
<p>問合せ先</p>	<p>子ども生活部 児童青少年課長 鈴木</p>		<p>電話 724-4097</p>																										

議案概要

議案名	第62号議案 町田市民病院使用条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 保険医療機関相互の機能分担を推進することを目的として、非紹介患者に対する加算料を改めるため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 非紹介患者に係る加算料に関する規定を改めます。</p>			
(税抜き)			
	改正前	改正後	備考
医師による初診の場合	2,500円	5,000円	
歯科医師による初診の場合	2,500円	3,000円	
医師による再診の場合	—	2,500円	新設
歯科医師による再診の場合	—	1,500円	新設
※金額は国の基準を参考に設定しています。			
○ 公布の日から起算して9か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。			
<p>【議案の法的根拠】 ○ 保険医療機関及び保険医療養担当規則</p> <p>【改正により何が変わるか】 ○ 地域の診療所等からの紹介状を持たずに直接市民病院に来院する患者の減少が予想されるため、市民病院の混雑が緩和されるとともに、真に市民病院での治療が必要な患者への医療サービスの向上につながります。 ○ 最初の段階で地域の診療所等への受診を促すことにつながり、地域の診療所等と市民病院の役割の明確化、相互の機能分担の推進につながります。</p>			
問合せ先	市民病院事務部 医事課長 敦賀		電話 722-2230

議案概要

議案名		第63号議案 プロジェクター購入						
<p>【議案提出の目的】 「町田市5カ年計画17-21重点事業プラン」に位置付けられた「教育の情報化推進」に基づき、ICTを活用した魅力ある授業の環境を整えることを目的に、市立小・中学校の各普通教室にプロジェクターを設置するため、物品供給契約を締結するものです。</p>								
<p>【議案の内容】 ○ 市立小・中学校の内、26校に設置予定のプロジェクターを購入するものです。 ・電子黒板機能付プロジェクター 計320台</p>								
設置 予定校	小学校	町田第一	町田第二	町田第三	町田第四	町田第五	町田第六	本町田
		南第一	成瀬台	南成瀬	鶴川第一	鶴川第二	鶴川第三	忠生第三
	中学校	木曾境川	函師	小山中央	相原	大戸		
		南大谷	つくし野	鶴川	金井	忠生	山崎	武蔵岡
<p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第96条第1項第8号（財産の取得） ○ 地方自治法施行令第121条の2第2項（議決に付すべき財産の取得の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条（議決に付すべき財産の取得）</p>								
<p>【契約の概要】 ○ 契約目的 プロジェクター購入 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 74,304,000円 ○ 契約相手方 東京都町田市原町田六丁目2番6号 株式会社有隣堂 町田モディ店 店長 行田 敏彦 ○ 履行期限 契約確定の日から2018年9月30日まで</p>								
<p>【過去の実績】 ○ 2017年度 プロジェクター 45台 10,487,880円</p>								
<p>【経緯】 ○ 2017年度に小学校1校、中学校1校に計45台を設置しました。2020年度までに全市立小・中学校62校の各普通教室に1台、計1,270台を設置する予定です。</p>								
問合せ先	（契約内容）財務部 契約課長 山本 （事業内容）学校教育部 教育センター所長 勝又					電話	724-2523 793-2481	

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第64号議案 消防ポンプ自動車購入</p>		
<p>【議案提出の目的】 消防ポンプ自動車の更新計画に基づき、使用期限が経過する消防ポンプ自動車を買替えるため、物品供給契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 町田市消防団第3分団第10部及び第5分団第6部に配備する消防ポンプ自動車2台を購入するものです。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第96条第1項第8号（財産の取得） ○ 地方自治法施行令第121条の2第2項（議決に付すべき財産の取得の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条（議決に付すべき財産の取得）</p> <p>【契約の概要】 ○ 契約目的 消防ポンプ自動車購入 ○ 契約方法 指名競争入札 ○ 契約金額 33,782,400円 ○ 契約相手方 東京都町田市図師町1847番地 三共自動車株式会社 代表取締役 河合 彪 ○ 履行期限 契約確定の日から2018年11月30日まで</p> <p>【過去の実績】 ○ 2013年度 消防ポンプ自動車1台購入 16,430,400円 ○ 2014年度 消防ポンプ自動車2台購入 33,868,800円 ○ 2016年度 消防ポンプ自動車1台購入 16,675,200円 ○ 2017年度 消防ポンプ自動車2台購入 33,782,400円</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (事業内容) 防災安全部 防災課長 鈴木</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 724-3254</p>

議案概要

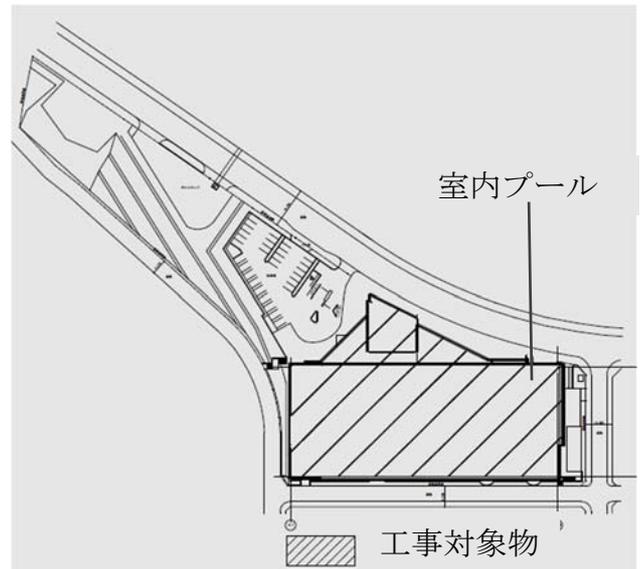
議案名	第65号議案 室内プール改修工事請負契約
------------	-----------------------------

【議案提出の目的】

竣工後 29 年が経過した室内プールについて、特定天井の耐震改修工事と施設の老朽化解消を目的とした改修工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

- 工事内容
 - ・プール内特定天井の耐震改修工事
 - ・屋根改修工事
 - ・外壁改修工事
 - ・内装改修工事
 - ・老朽化した設備更新に伴う撤去復旧工事
- 構造
 - ・鉄筋コンクリート造 地上3階建
- 延床面積
 - ・8344.07 m²



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）

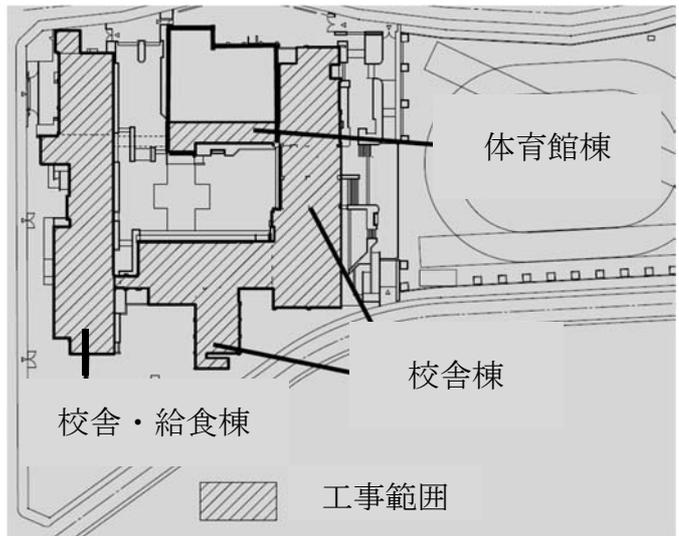
【契約の概要】

- 契約目的 室内プール改修工事
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 819,434,880 円
- 契約相手方 東京都町田市能ヶ谷四丁目22番11号
株式会社 イワヲ建設
代表取締役 鈴木 成彦
- 工 期 契約確定の日から2019年8月30日まで

問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 山本	電話	724-2523
	(工事内容) 財務部 営繕課長 田中		724-1293
	(事業内容) 文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 石田		724-4036

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第68号議案 南第二小学校中規模改修工事請負契約</p>		
<p>【議案提出の目的】 校舎等の老朽化対策を目的として、建物外部及び防火シャッター改修工事を行うとともに、断熱性向上を図るサッシ改修工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○工事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外断熱材を併用した屋上防水改修工事 ・サッシ改修工事 ・外壁改修工事 ・防火シャッター改修工事 <p>○構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎・給食棟 鉄筋コンクリート造 地上3階建 ・校舎棟 鉄筋コンクリート造 地上3階建 ・体育館棟 鉄筋コンクリート造 地上2階建 <p>○延床面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎・給食棟 2,401 m² ・校舎棟 3,818 m² ・体育館棟 743 m² <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約） <p>【契約の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約目的 南第二小学校中規模改修工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 333,084,960円 ○ 契約相手方 東京都町田市能ヶ谷四丁目22番11号 株式会社 イワヲ建設 代表取締役 鈴木 成彦 ○ 工 期 契約確定の日から2019年1月31日まで 			
<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 財務部 営繕課長 田中 (事業内容) 学校教育部 施設課長 浅沼</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 724-1293 724-2174</p>



議案概要

議案名	第69号議案 小川小学校中規模改修工事請負契約		
<p>【議案提出の目的】 校舎等の老朽化対策を目的として、建物外部及び防火シャッター改修工事を行うとともに、断熱性向上を図るサッシ改修工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事内容 <ul style="list-style-type: none"> ・外断熱材を併用した屋上防水改修工事 ・サッシ改修工事 ・外壁改修工事 ・防火シャッター改修工事 ○ 構造 <ul style="list-style-type: none"> ・校舎・給食棟 鉄筋コンクリート造 地上4階建 ・特別教室棟（体育館併設） 鉄筋コンクリート造一部S造 地上3階建 ○ 延床面積 <ul style="list-style-type: none"> ・校舎・給食棟 5,443 m² ・特別教室棟（体育館併設） 1,424 m² <div data-bbox="855 483 1474 855" style="text-align: right;"> </div> <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約） <p>【契約の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約目的 小川小学校中規模改修工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 269,593,920円 ○ 契約相手方 東京都町田市忠生三丁目7番地15 株式会社 三和住建 代表取締役 志水 哲也 ○ 工 期 契約確定の日から2019年1月31日まで 			
問合せ先	（契約内容）財務部 契約課長 山本 （工事内容）財務部 営繕課長 田中 （事業内容）学校教育部 施設課長 浅沼	電話	724-2523 724-1293 724-2174

議案概要

議案名	第70号議案 忠生土地区画整理事業に係る被害弁償等請求事件の和解		
<p>【議案提出の目的】 忠生土地区画整理事業に係る裁判（被害弁償等請求事件）について、和解による解決を求めるものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 忠生土地区画整理事業に係る裁判について、和解金として2,608,665円を支払うことによって解決を図るものです。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第96条第1項第12号（和解）</p> <p>【経緯】 ○ 2017年4月19日、町田都市計画忠生土地区画整理事業地区内の建物所有者2名が原告となり、町田市を被告として、合計13,030,968円の被害弁償等を求めて提訴しました。 ○ 原告らの主張は、「町田市が1996年6月頃から1997年3月頃に行った道路工事等により、建物の損傷被害を受け、町田市から建物被害に対する被害弁償を受けることなく今日に至っている。」というものです。 ○ 本件については、原告らの自宅に一定の被害が発生しており、その対応として家屋の被害調査を1996年9月から何度も行い、補償金額を提示して交渉をしてきたという経過があります。 ○ 東京地方裁判所立川支部にて審理が進められてきましたが、2018年4月20日付けで裁判所から和解案の提示があり、これに従って和解による解決を図るものです。</p>			
問合せ先	都市づくり部 地区街づくり課長 原田	電話	724-4266



この冊子は、350部作成し、1部あたりの単価は233円です（職員人件費を含みます）。